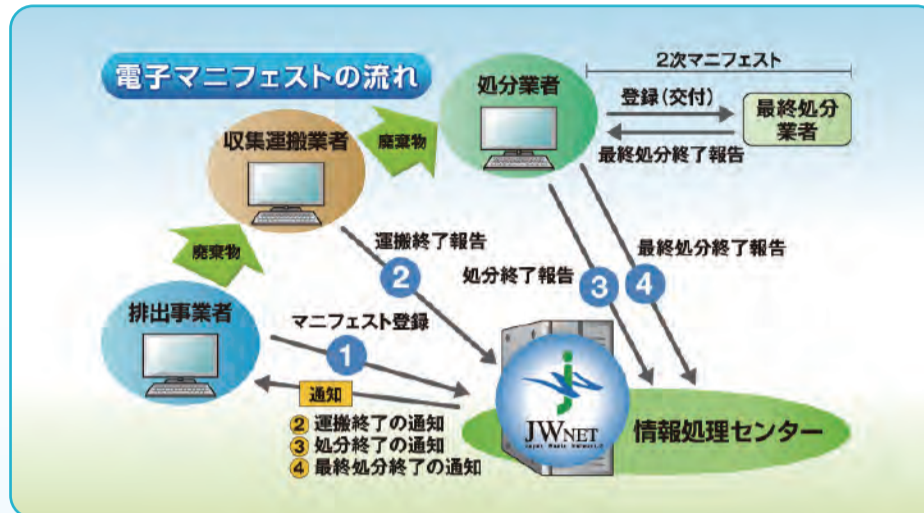


電子マニフェストの流れ



1
産業廃棄物を引き渡したあと、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。
その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。

2
そして収集運搬業者は、運搬が終了したあと、運搬終了報告をします。

3 4
同様に処分業者も、処分が終了したら処分終了報告をします。
2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認したあと、最終処分終了報告をします。

3者が常に把握・確認できる
これらの産業廃棄物処理に関する情報が、電子マニフェストを通じて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者で共有されることにより、排出事業者は、廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。